

平成 24 年 第 4 回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 4 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 40 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

### 付議事件

議案番号	件 名	審議結果
18	「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」	承認
19	「平成 24 年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」	承認
20	「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」	承認
21	「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則の件」	承認
22	「摂津市奨学資金条例施行規則を廃止する規則の件」	承認
23	「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の件」	承認
24	「学校歯科医変更の件」	承認
25	「保育所嘱託医変更の件」	承認

### 出席者

委員長	大矢 優子	次世代育成部次長兼		子育て支援課長代理	高田 邦明
委員長職務代理者	福元 実	教育センター所長	前馬 晋策	教育政策課長代理	野本 憲宏
委員	溝口 重雄	生涯学習部次長兼		こども教育課長代理	橋本 登喜子
委員	原田 正文	文化スポーツ課長	布川 博	生涯学習課長代理兼	
教育長	和島 剛	総務課長	岩見賢一郎	安威川公民館長	辻 稔 秀
教育次長兼		子育て支援課長	木下 伸記	総務課長代理	安田 信吾
次世代育成部長	馬場 博	教育政策課長	若狭孝太郎	総務課総務係員	関本 敏晴
教育総務部長	登阪 弘	こども教育課長	小林 寿弘		
生涯学習部長	宮部 善隆	教育推進課長	撰田 裕美		
		児童相談課長	北橋ひとみ		
		生涯学習課長	柳瀬 哲宏		

委員長

ただいまから、平成 24 年第 4 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は溝口委員です。よろしくお願いいたします。

本日の付議事件は議案第 18 号から議案第 25 号まで 8 件ございますが、順次進めていきたいと思っております。

議案第 18 号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」及び議案第 19 号「平成 24 年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」につきましては、関連致しますので一括上程したいと思います。それでは教育政策課長代理をお願いします。

教育政策課長代理

議案第 18 号「摂津市立小中学校教職員の人事異動内申の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第 19 号「平成 24 年度保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事任命の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により議案第 18 号及び 19 号一括で説明あり】

委員長

説明が終わりました。何か質問、ご意見はございませんでしょうか。

溝口委員

以前にも言ったことがあります。平成 19 年の教育三法の改正によりまして人事についての教育長への委任条項が改められた訳です。ただし、この法律につきましては、実質的に一般職等の人事にまでこの教育委員会で制作するといえますか、そういう作業はまずできない、従ってそういった部分については教育長の委任を実質的にお願いするという習いで結構だと思います。ただ法的にそうになっている以上は、少なくともトップである校長先生あるいは教頭先生、確か年に 1 回、府の試験の機会にそれに先立って面接と言いますかそういう場を設けていただいておりますけれどもそれはそれと致しまして、いよいよ任命権者である府の方に上申される以前の段階において、こういう方がリストアップされていると、これについていかが致しましょうかというような手続きは、きっちりしていただきたいと思います。これを申し上げながらそういう機会に接していませんが、どのような問題点があるのか、つまり法で

は定まっているが、実際運用面でまずいですよということになるのか、ならないのかその辺りを公に議論しておく必要があると思います。摂津市ではそういうことは起こっていませんが、よく言われるように教育委員会は、人事については、全くノータッチと言いますか、結果報告は受けておりますが、今言った段階での議論は全くないと、もとより人事について説明は必要がないというのが私の考え方ですが、ただ、いろいろ選考はしないといけないだろうということですが。

教育長

前回にもそういうお話を聞いたように思いますが、この管理職の人事異動に関しましては、今言われたような教育委員会議で承認していくんだということですがけれども、最終的に私の方で臨時代理して、私の権限で決めているのではなくて、形の上では、こういう案で行きますよということでご承認をいただいておりますので、法の趣旨は生きていると私は、思っているわけです。全くお見せしないで、ここで決めましたではなくて、そういう運用上の問題と思っております。と申しますのは校長先生 15 名、教頭先生 15 名の人事を教育委員皆さん全員の方が、この方が良いといっても最終的には、事務局に任せていただきたい範囲だと思っております。それでお示した時に何かこれで支障があるとか、疑問点がある時は言っていただいて、ということになろうかと思っております。先日説明したときに言いましたが、これは 24 年度人事だけではなくて 25 年も定年になっていく管理職の方もおられますから、その辺も見渡しながら、一番状況がわかった事務局の方でやらしていただきたいというのは、私の考え方ですのでご意見はお聞きしますが A という校長先生がここになっているが、どうなのかなと細かい話は分からないのではないかと失礼ですが思っています。

溝口委員

トップといえども今言われたように、交流もあれば摂津市内だけの人事でない場合もございます。その難しさは重々わかっております。ただ案の段階で言われておる訳ですが、事実上はその時期においては変更しようのない異議を挟む時期ではない訳です。だから私の言わんとすることは、上申される段階で、確かに教育長が言われたように全部の先生方を知っている訳ではありませんからそれは、十分わかる訳です。案の段階でお示しをいただかないと、もうコンクリートされた段階ではもう全く承認せざるを得ない訳です。その辺は努力をしていただきたいと思っております。だから日限的にそれがど

れ位の期間があるのか、これは都市によっても違うと思うのですね、人数とかいろんな面で都市によっても違うかと思いますが、そのどれもしていただきたいと思います。要望しておきます。

委員長

溝口委員にお聞きしたいのですが、校長先生・教頭先生の人事だけでなく個々の先生についても、2月に提示されている管理職の先生についても案を示してほしいということによろしいでしょうか。他に質問はございませんでしょうか。

委員長職務代理者

かつて提出していた側で業務をしておった訳なのですが、教育委員の立場として事務局に参考になることをお話しできるのであれば案の段階で、一度溝口委員さんがおっしゃったことができるのではないかと思います。今の形でしたら地区越え他市との関係があったり、交流も固まっている段階で出していましたのでそれは動かせられないなと思います。

教育長

お聞きしてこれからの検討課題にしておきますが、非常に難しいのは、お分かりになると思いますが、交流の問題等いろいろな問題があると思います。15校の小中学校の校長先生、教頭先生一人を異動させれば全体に波及する問題もありますし、来年この人は定年を迎える人、再来年に定年を迎える人、そのあたりも見越しながらやっていますので、実際には難しいと思います。ご意見をお聞きしましたので、お受け止めておきたいと思います。

委員長

案として出すのであれば2月ではなく1月ということですか。

次世代育成部次長

現状から申し上げますと、1月末には交流等の案を固めなければなりません。そこから名簿登載者が最終的にはっきりするのは1月の20日過ぎです。本当にギリギリのところ急いで決めているのが現状で、我々が知らない管理職の頑張りであるとか、そういうことを情報としてお持ちだと思います。そういう情報をいただきたいと思いますが、教育長からもありましたけれども、ご意見を頂戴できる機会があれば参考資料として活用できると思います。

溝口委員

これを特に毎年しつこく言っているのは、平成19年以前であれば委員がいくら口を挟んでも法律がそのようになっているのですから、教育長限りで決められるのは良いのです。ところが19年以

降はそうではなくなりましたので、我々の責任を問われれば、あるいは説明を求められた時に、それは教育長さんにお任せしております、ということにはならないわけです。だからギリギリのところ結構です。あえて言えば形だけでも汲んでいただければと思います。それで形だけから実に入っていくという方法で努力を重ねてほしいのです。だから時間的にできないということは言えないわけです。臨時招集をかけたなら良いことだと私は思います。それだけ言っておきます。

委員長

他に何かございませんか。無いようですので、議案第 18 号及び第 19 号について承認致します。

次に議案第 20 号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」総務課長お願いいたします。

総務課長

議案第 20 号「摂津市教育委員会事務局職員の人事異動の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により議案第 20 号説明あり】

委員長

この件につきまして何か質問ご意見等はございませんか。無いようですので、議案第 20 号について承認致します。続いて、議案第 21 号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則の件」総務課長お願いいたします。

総務課長

議案第 21 号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により議案第 21 号の説明あり】

委員長

この件につきまして何か質問ご意見等はございませんか。無ければ議案第 21 号について承認致します。次に、議案第 22 号「摂津市奨学資金条例施行規則を廃止する規則の件」子育て支援課長お願いいたします。

子育て支援課長

議案第 22 号「摂津市奨学資金条例施行規則を廃止する規則の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでござい

ます。

**【以下議案書、参考資料等により議案第 22 号の説明あり】**

委員長

この件につきまして何か質問ご意見等はございませんか。無いようですので、議案第 22 号について承認致します。次に、議案第 23 号「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の件」について安威川公民館長お願いします。

安威川公民館長

議案第 23 号「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

**【以下議案書、参考資料等により議案第 23 号の説明あり】**

委員長

この件につきましてご質問ご意見等はございませんか。無ければ議案第 23 号について承認致します。次に、議案第 24 号「学校歯科医変更の件」について総務課長お願いします。

総務課長

「議案第 24 号学校歯科医変更の件」及び「議案第 25 号保育所嘱託医変更の件」について内容的に同様のものがございますので、一括して説明させていただきます。

**【以下議案書、参考資料等により議案第 24 号及び 25 号の説明あり】**

委員長

何か質問等はございませんか、無ければ私から質問させていただきます。新たに変更された歯科医師と保育所の先生ですが、皆さんは摂津市内で開業されている方でしょうか。

総務課長

委嘱させていただく前に摂津市の歯科医師会または、摂津の医師会からご推薦をいただいておりますので、摂津市内で開業されておられる先生方でございます。

委員長

すぐに駆けつけてくださるということですね。分かりました。ありがとうございます。他に質問はございませんでしょうか。無いようですので、議案第 24 号及び第 25 号について承認致します。これで議案については全て終了いたしました。次に移ります。4 番の報

告事項、事業実施に伴う奨励援助の件について質問を求めます。総務課長お願いいたします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件について資料により報告あり]

委員長

何かご質問はありませんか。無ければ、平成 24 年度教務主任及び学年主任任命の件について、教育政策課長代理お願いします。

教育政策課長代理

[平成 24 年度教務主任及び学年主任任命の件及び、平成 24 年度司書教諭任命の件について、資料により 2 件について報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何か質問はございませんでしょうか。

委員長職務代理者

もうすでにこのような話は以前にされているかもしれませんが、別府小学校の教務主任の方は、経験年数が 2 年ですね。2 年、3 年という方が、教務主任であるとか学年主任というのをされるということなのですけれども、これは事情が特にあるのか、2 年目というのは初任者研修が終わってやっと 2 年目に入ったところで、そのような方が教務主任や学年主任をやるというのは、ある意味では勉強といえば勉強なのですが、少し早いのではないかと思うのですが何か理由があるのでしょうか。

それと、もう一点は別府小学校に再任用の方が主任をされるということですが、再任用でも制度的に問題がないのかどうか教えてください。

教育政策課長代理

主任につきましては、経験が豊かでベテランと言われる教員が就くと我々は思っていますが、近年大量に退職されていって、また新規採用者が大量に採用されていくという現状の中で、学校の中でも経験の浅い者にも引き継いでいかなければならないという現状が一点ございます。その中で三宅柳田小学校の第 2 学年の主任教諭については、まだ経験年数が 2 年でありながら主任になっています。この第 2 学年のメンバーを見ますと講師と同じ 2 年経験の組み合わせになっていますとか、第 4 学年主任の教諭についても 3 年の経験ですが、残り 2 学級の担任が新規採用者と経験年数 2 年というような経験の浅い者同士で学年を組まなければいけないとか、講師の方と学年を組まなければいけないというようなことが、多くの学校で生まれているのが現状としてございます。なお、別府小学校の教諭が

教務主任に就いているのは確かに経験2年ですが、校内の中で今後中核を担ってほしいという学校の願いがあるのと講師歴が14年あるということでの、これまでの経験を踏まえて教務主任に就いているということです。それから再任用の方が主任として就いているのは特段問題がないと認識しております。

溝口委員

一点目は経験年数と年齢を見ますと符合している方と40歳であるにかかわらず経験が2年であるとかという方は転職といいますか、そういう方なのかどうかということが一点。もう1つはおそらく教務主任にしろ学年にしろ、仕事そのものはかなり重要なことをしていると思うんですけども、管理職の位置づけになっているのかそうでないのか、その辺りはいかがでしょうか。

教育政策課長代理

経験年数と年齢に少し開きがあるものにつきましては、基本的には大阪府の教諭として本採用され経験している年数を経験年数としておりますので、それ以前に講師として任用されている場合であったり、他の職種の仕事をしていてこれまでお仕事をされてきた部分については反映されておきませんので、講師として長くお勤めされていて教務主任にあたっている場合と、全く違う職種でこれまで学校現場での経験がない方が、経験年数が浅い場合、以上2種類あるかと思えます。基本的には学校現場の経験が長い方が、経験年数が浅くても主任として従事しているケースがほとんどでございます。

もう一点につきましては、これは管理職としての位置づけではございませんので、あくまでも主任という位置づけで仕事をして頂いているところでございます。

溝口委員

ということは、二点目についてですが、管理職としての位置づけをしていないわけですから、もちろん手当等は出ていないわけですね。

次世代育成部次長

かつては、主任手当として僅かな金額が支給されておったわけですが、これについては現在廃止されております。いつ廃止されたか、どのような経過があったのかについては、今手元に資料がございませんので、またお調べしてお答えしたいと思います。



委員長	<p>教務主任というのは、その学年の先生をまとめるということでしょうか。それとも授業等をまとめるといったお仕事なのでしょうか。仕事内容についてお教えいただけませんか。</p>
教育政策課長代理	<p>学年主任は学年の仕事をまとめていく立場にあるものでございます。教務主任というのは、学年に限ったことではなく、学校全体の教務に関わることについてです。分かりやすく言いますと時間割のことであったり、教育課程に関することを中心となってまとめていく仕事をするものでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、この件は以上でよろしいでしょうか。</p>
委員長職務代理者	<p>やはり校内体制として、初任者と言いますか若い先生方がどんどん入ってこられているので、こういう2年目の方が、仕方なく主任なり学年主任をやらざるを得ないと思うのですが、それぞれ学校の事情もあるかと思えます。各校長先生が配置を考える時に年齢のバランス等を学校として考慮していきながらやっていかないと、実際のところ2年目の先生が主任として仕事ができるかということ、やはりしんどい部分もあるのではないかと思いますので、その辺りも学校へ指導していただけたらと思います。</p>
委員長	<p>委員長職務代理者がおっしゃったように、学校で担任を決めた後に、教育委員会からアドバイスされることはあるのですか。学校で決めてしまうものなのでしょうか。</p>
次世代育成部次長	<p>基本的に校内人事は校長の責任の下で行っております。ですから、私どもの方も配置はこちらでしますけれども、その中での人事については校長の決定の後、報告を受けている状況であります。</p>
教育長	<p>人事配置については、学校が決めるということですが。教育委員会として、我々が言っているのはやはり人事異動の問題があるのです。学校によっては、教員の半数が50代以上の方が居るところもあれば、新規採用が毎年2人、3人と入ってくる学校もあります。今投げかけているのは人事異動の在り方を考えていかないと、学校自体がこういうようなアンバランスな状況になってきているということですので、この状況を改善させるためにここ何年か</p>

問題提起をして話し合いができる状態までできていますけれども、なかなか問題解決には至っておりませんが、問題提起はきちんと整理し、話し合いを進めているものであります。

委員長

ありがとうございます。他にご質問が無ければ以上で、次に進みたいと思います。その他 (1)、平成 23 年度 3 月までの問題行動等件数について教育政策課長から報告をお願いします。

教育政策課長

[資料に基づいて、平成 23 年度 3 月までの問題行動等件数について報告あり]

委員長

報告が終わりましたが、ご質問はございませんか。

溝口委員

年度の初めでありますので、あまり好ましいことではありませんが、申し上げます。2 点にわたっての訂正がございましたが、その訂正事項はいつ発見されたのでしょうか。

教育政策課長

いずれも昨日の夕方ございました。

溝口委員

このようなことが前にもあったのですが、我々のところには今委員会開催の 5 日前に議案として届くわけです。その前に読めば当然発見できることです。こういった問題は教育政策課長だけではないと思います。教育長以下、決裁を仰ぐ際に全く目を通されていないということです。これは年度間において一回限りに終わらず、何回も起こっていることです。今後、こういうことの無いように、全職員に言っておきたいと思います。

教育長

今後はチェックをしっかりと指導していきたいと思います。

委員長職務代理者

教えていただきたいのですが、平成 23 年度の問題行動等についてのまとめの中で、いじめについては、中学校 6 件中 3 件が A 中学校になっています。暴力行為の対教師暴力については 7 件中 4 件と半分以上が B 中学校となっています。これは A 中学校と B 中学校というのは同一ではないですね。違う学校ですよ。

教育政策課長

毎月の問題行動の報告の中で、出てきた順になっておりますので、A と B は違う学校でございます。

委員長職務代理者	<p>というのは、なぜこういう質問をしたかと言いますと、いじめも対教師暴力も両方同じ学校で起こっているのか、起こっていないのかを知りたかったのです。</p>
教育政策課長	<p>いじめのA・B・C、対教師暴力のA・B・C、いずれも違う学校でございます。</p>
溝口委員	<p>不登校の関係ですけれども、平成 16 年度を初年度として大阪府下 3 カ年半減計画といった一定の目標を定めての取り組みがあったと思いますが、その結果、129 件が 114 件に減ってきております。ところが、平成 22 年度においては平成 16 年度と同じ 129 件、平成 23 年度については 124 件と、これは絶対人数だけの問題ではなくて、児童生徒そのものは相当減ってきていると思われま。従って、平成 16 年度当時の 129 件の分母の児童数、そして今日から考えて比率的には増えているのではないかと考えているわけです。これは次回で結構ですので、そういう分析をしておいてほしいなと思います。</p>
委員長	<p>教育政策課長、よろしいでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>はい。承知致しました。</p>
原田委員	<p>2 ページの図 1～2 についてですが、こういう図での比較については珍しいと思うのですが、図 2 の縦軸は何倍という数でしょうか。一番上は 6 倍ということになるのでしょうか。小学校時点での不登校の数と、中学校 3 年生時点での不登校数を比較するというのは、どうなのかと思います。学校での取り組みをあまり反映していないのではないかと考えるのですが、もともとの子ども達の持っているものでありますので、小学校の取り組みを中学校にというのは、そういう単純なものではないと思うのですが。</p> <p>全国的な傾向としては 1980 年代ぐらいから直線的に増えて、3 倍ぐらいになったと思います。2001 年がピークでして、後は 10 年ほど高止まりしているはずで。図 1 の中学生の不登校の絶対数はだいたい横ばいですが、全国的にも横ばいだと思います。率でもそんなに減っているわけでもないし、増えているわけでもないということです。摂津市は確か率的には高かったと思います。全国では中学生で平均的に 3% 足らずだったと思います。</p>

教育長

少し説明してほしいのですが、例えば1ページの暴力行為がありますが、これからの取り組みということで、児童生徒のコミュニケーション能力及び、感情コントロール能力の向上を図ると書いてあります。これは普通に考えたら、授業とか授業改善等でコミュニケーション能力を高めていくという努力をしていくことだと思いますが、同じように次のページでは不登校対応同様、暴力依存状態から脱却させるための指導及び支援方法を作っていかななくてはならないとありますが、具体的にどういうふうに学校を指導して、教育委員会のどういう組織のなかでやっていこうと考えているのかを教えてください。また、不登校のところですが、中学校卒業時の不登校数に改善が見られないことについては、取り組みについて不足等を見直す必要があると考えられると書いてあります。きっとそのことが、3ページのところで、関連付いていくことだろうと思いますが、その辺りの関連で、これからどうしていこうと考えているのか、どういう組織の中で議論していこうとしているのか、この問題は今後教育委員会の中でも、皆さんの意見を聞いて改善策を探っていったら良い問題だと思っています。このあたり、事務局としてどう展開していこうとしているのか等があれば、補足して説明してもらいたい。

児童相談課長

不登校児童・生徒の個別対応については、学校復帰を目指してその子どもの課題を適切に見極めてその課題に応じた支援をすることで学校に復帰できるということを目指して取り組んでいるのですが、その一方、その児童・生徒が学校にいつでも帰れる居場所がきちんとある、ということが大きな前提になると考えます。そのためには安心できる居場所づくりということで、学校の中で子ども達がお互いを認め合って、そして担任の先生とも信頼しあえる関係づくりを進めていくなかで、子ども達を支えあえる学習環境づくりを進めていくための取り組みも行っております。そのためにも、教職員に対しても児童生徒理解の研修や、教職員自身が人間関係づくりのコミュニケーション等のプログラムを実際にやっけるように、様々な養成研修等も昨年度から取り組ませていただいております。さらに大阪府からの補助金で子どもの自己回復力向上推進事業ということで、暴力に頼らない課題解決の方法を子ども達が自ら学んで実行していくようにと非暴力アクションプログラムというものも昨年からは摂津市内 21 クラスの幼稚園・小・中学校で実施をさせていただきました。今年度も補助金をいただき 25 クラスに

増やして取り組んで参りたいと考えておりますが、そのプログラムを実施できる指導力を先生方にもつけていただいで、教員自らやっ  
ていけるように考えております。

委員長

私も保護者として、学校もいろいろと取り組んでいただいでいる  
という認識でいますが、不登校やいじめがあったときに、次のクラ  
ス分けをする際、先生方は非常に配慮されたクラス分けをされてい  
るということをよく聞きます。

あと、先ほどの非暴力アクションプログラムというものはどうい  
う時間にされるのですか。たとえば、ホームルームの時間なのか、  
総合の時間なのか、そういう時間に業者の方が来て説明してくださ  
るというものなのでしょうか。

児童相談課長

学校ごとの特別活動の時間の中で実施されたということですが、  
どういう時間割の中でされたかについては調査できておりません。  
これには複数のプログラムがありますので、2 時間は活用させてい  
ただいで、各クラス一律のプログラムということではなく、ファシ  
リテーターの方にも担任とクラスの実態についての打ち合わせを  
綿密にしながら、そのクラスが必要としている課題に応じたプログ  
ラムを実施させていただいております。

委員長

よろしいでしょうか。それでは次に参ります。その他 (2) 平成  
23 年度学校協議会実施報告について、教育政策課長より報告をお願  
いします。

教育政策課長

[資料に基づき、その他 (2) 平成 23 年度学校協議会実施報告に  
ついて報告あり]

委員長

この件につきまして何かございますか。

溝口委員

16 年のスタートから言えば、相当充実した協議会になってきてい  
ると思いますが、今課長がおっしゃったように、ダブりの問題は専  
任化するであるとか、人数の最低 3 人は満たされておりますけれど  
もやはり協議会というからには、今あったように 5 人位は必要では  
ないかと思っております。

何よりも中身の濃いといえますか、この報告を見ている限りは、  
そこまでいっている協議会もありますけれども、学校サイドの説明

をお聞きになるという程度にとどまっている協議会もあろうかと思ひます。その辺で2点提案しておきたいと思ひのですが、その協議委員をお選ひになる場合に16年の9月の方針にも書かれておりますように、PTAの役員さんであるとか、元学校の先生であるとか、その個人的にといいますか、決して協議メンバーとして不足であるという意味合ひではなくて、そういう立場の方々はできるだけ避けるべしであるというのが方針に書かれてあります。私の意見ではなくて、16年の9月の教育長が出されている方針に協議メンバー選ひに際しては、そういう留意点があるわけですから、そういうことをぜひやっていたきたいというのが一点です。

それからもう一点、小中学校、5校10校あるわけで、いわゆる地域全体を協議と言ひますか、情報交換をすることが必要だと思ひます。この協議会によっては、もう委員長をお決めになっている学校もありますけれども、ほとんどは、そうではないということなんです。そういう全体の協議会を持つ時にたとえば委員長さんだけでお決めになれば、5人、10人と十分協議が成り立つわけなんです。そういうような指導も一つ積極的にやってほしいと思ひます。その上において教育委員とまた意見交換をすると、私は狭いこの街ではありますけれども教育委員会の守備範囲と言ひますか、小中学校15校ですけれども相当無理があります。私は協議会というのは、ミニ教育委員会と言ひますかそういう役割・期待を私個人としてはそのように思ひていまして、ぜひそういう組織化を努めてやってほしいなと、これは要望しておきます。

教育長

今、協議会についてもこれまで溝口委員さんから何度もこういうご指摘を受けております。私もこの協議会については難しいなというのは、校長会で何度も話をしていますが、協議会の目的というか、在り様が各学校でかなりバラツキがあるなという気がして仕方がないです。この報告書を見たら計画書が出されて年度が終わって報告書が出されていますが、そのことを受けて学校経営にどのように活かしていくのかという話になったら、今の段階でしたら計画を出してやりましたと言ひて、報告して終わっているのかなと思ひます。先ほど言われたように温度差もかなりありますので、以前にこの協議会ができた時に府教委の何人かの人に話をしたことがありますが、もう少し中身を絞っていてもいいのではないかなと委員の中から話が出ましたが、私どもこの小さな市域で小学校10校、中学校5校がそれぞれ比較的近くに各学校があります。それで委員

になっていただけるような人は、PTAではない、学校関係者でもない、となった時に誰を選べば良いのかというところがあり、ダブってくるという可能性がありまして、非常に難しい話です。例えばいじめ問題とか学力問題とかをテーマとして決めて協議会で議論してもらって2年だったら2年それで一回やめてしまう方法であったり、また、違う専門的な知識を持っている人を次の委員に選んでやる方法等いろいろあると思うのですが、一度これを考えていかないといけない問題だと認識しております。今のご意見、協議会の委員の選任方法や、中学校校区の話等いろいろ出ましたので私も一度考えて校長会でも話をしていきたいと思えます。

委員長職務代理者

人選というのは、難しいです。私も学校現場に勤めていた時に感じたことですが、校長として地域の方すべてを網羅して、知りうるということは、無理だと思います。どんな方がどこにおられるかということ、どうゆうチャンネルで探すかということ、をまず模索すべきだと思います。私は一番端的には自治会長さんとか、その辺りにおたずねしてどのような方がおられるかということを探ったりしました。校長先生はこのことについてかなり出向いていくというか、積極的に情報を取りに行かない限り、どなたかなっていただけませんかというのはどうかと思えますし、例年にならってまたお願いしますということではいかなものかと思えます。今後評価の問題も学校協議会・校長なりが評価してというような時代になってくると思えますで、その辺は難しいところだと思います。だから管理者、先生方が知恵を出し合って決めていくべきだと思います。

委員長

学校協議委員の件で、協議委員はいろんな方がされていると思いますが、話を聞くばかりになるという声も聞いております。いろんな学校での現状と問題点、各学校での取り組み等についての話が出てきても、なかなか意見が言いにくいということは、そこの地域の学校しか知らないわけで、他の学校はどうかというのは分からないので、ちょっと言いにくいんですけれども、先ほどおっしゃったように人選が難しいと思えますが、地域から推薦していただくような仕組みであったり、PTAから推薦するといった仕組みがあればもう少し楽に選べるんじゃないかなと思えます。

それともう一つなんですけれども、これは摂津市内の学校ではないのですけれども学校協議会の会議で、傍聴して下さいということで、地域の人でもPTAの方でもいいのでその場で学校の情報発信

の場に活用している学校もあります。そこでこういう学校の取り組みで教員がこういう授業改善をしてるといった紹介がされ、その場で協議会の委員さん達に意見を求めるということで、非常に面白い会議をしているところもありましたのでご報告しておきます。今後は学校協議会をどう利用をするかということだと思います。

溝口委員

今言われた、市民の傍聴についてでございます。これは 16 年 9 月の基本的な考え方で、会議の持ち方、中でも傍聴はその協議会で可能になっています。ただそこまでの関心とといいますか、現実には傍聴までないとは思いますが。

委員長

傍聴には、どうぞ来て下さいということで学校がプリントを出すのです。現在、摂津市内の学校では、それをされているところはないと思います。ただ、学校だよりに日程として学校協議会の開催については載っていますが、今後はもうちょっと進んだ形になれば良いと思っています。

委員長職務代理者

学校だよりが、地域回覧をされてないと P T A 保護者しかわからないわけです。そこから口コミでしか伝わっていかないと思います。だから学校協議会を地域に知らせるためにはやはり、地域回覧をするというようなことが必要だと思います。おそらく市内すべての学校では地域回覧を一部しかされていないのではないのでしょうか。

委員長

行っている学校と行っていない学校がありますので変えていく必要があると思います。学校だよりになりますと地域回覧がすぐ回らないので古い情報として学校だよりが回ってくるのでタイムラグがあると思うのですが。

委員長職務代理者

協議会は 2~3 ヶ月に 1 回ですから、十分タイムラグは調整できると思います。

溝口委員

今の情報をパトロール隊などは知っておかないと休みの日とかいろいろと問題があります。だから私が関わっている地域においては、必ず学校から学校だよりが来ます。だから P T A の方々と同じ時期に回覧をすることにしています。地域差がありますが、それは地域全体に広げていくべきだと思います。



委員長	よろしいでしょうか。次に3番目平成23年度学校評価報告について教育政策課長報告をお願いします。
教育政策課長	[平成23年度学校評価報告について資料により説明あり]
委員長	この件につきまして何か質問はありますか。
溝口委員	これも毎回言っているわけですが、自己評価はあくまでもスタートでこれは、義務規定になっていますからこういうように出ているのですけれど、いわゆる第三者評価を得て初めてこの評価が生きたものとなってくるんだと思っています。今、課長の方から学校協議会を考えているんだと、それはスタートとしてはそれでいいかと思うのですけれど、いずれにしても、21年に国のモデルが出来上がっているわけですから、いくら努力規定だといったって、早く立ち上げていただきたいと思います。そうでないとこの自己評価が生きたものになっていかないと思います。これは要望にとどめますけれども、毎年努力をしますということでは、本当にいつのことやらという感じになってきますので、ぜひ来年あたりからやっていただきたいとこのように要望しておきます。
教育長	事務局の方で説明しておいてほしいのですが、評価の問題で自己評価をしていますね、そのことと以前研修を受けたことがあります。この時に自己評価と関係者評価と第三者評価という段階があるわけですが、私は摂津市の評価については関係者評価まで行ったら良いかなと考えています。今溝口委員さんが第三者評価まで行くべきだということですから、その辺が事務局としてどのようにしているのか、その議論をしておかないと今後噛み合っていないかと思っています。以前研修を受けた時に先生が、第三者評価じゃなく関係者評価の重要性をおっしゃっていましたが、その辺のところを説明してください。
次世代育成部次長	大阪教育大学の森田教授が、学校協議会を活用しながら評価活動を行っていくべきだというお話をされておられました。その時に評価については自己評価、それから学校に関係のある関係者評価、それから第三者評価というものは、外へ出してしまっていて総合的に見てどうなのか、客観的にその専門機関に預けるものを第三者評価と言いますが、そのような説明でした。我々も今進めていきたいのが関

係者評価です。関係者の意味ということ森田教授もおっしゃっていたのですが、もちろん学校の校長をはじめ教職員が学校の経営運営を進めるわけですが、学校はそれだけでは成り立たない。いろいろな方が学校に関係されながら学校が成り立っている。したがってこの関係者評価を行っていくということは、さまざまな方に、学校に対しての当事者意識を持っていただくこと、それによって、学校というものがより一層良くなっていくんだ、というようなお話だったと思います。従って学校、地域、保護者の連携と言いますが、さまざまな方の当事者意識をさらに向上するためにも我々としては関係者評価を全校で実施していきたいということを考えていきたいと思っています。

委員長

関係者というのは、学校・地域・家庭の三つでしょうか。

次世代育成部次長

関係者とイメージしているのは、保護者、PTAの関係者も入ってくるでしょうし、地域の方、あるいはその学校に関わってこられた元教員なども入ってくると思います。

委員長

アンケートの中身について質問します。鳥飼西小学校のアンケートの中に鳥飼西小学校の良いところを書いて下さいと書いてあるところが、面白かったな思いました。先ほど述べましたが、摂津市内の子ども達は、自分たちに自己肯定感が非常に乏しいということが問題になっています。加えて摂津市の学校ということに誇りを持ってほしいなど、私は常に思っていますのでぜひこういうアンケートで意識化させるということが非常に有効ではないかなと思えました。あと第二中学校の報告書が素晴らしかったことを申し添えます。最後に第五中学校ですが、生徒会・クラブ活動について5番目15番、学校の図書室を使用していますか、についてですが、そこは読書サポーターの協力のもと昨年の率よりもはるかに上回りましたとありますが、実質数字を見ますと昨年54%から48%に落ちています。それなのに上回りましたというのは、どういうことなのでしょう、何か数字のミスなのでしょう。

教育政策課長

先に申したらよかったのですが、一昨年と昨年を比較した単純なミスだと判断いたしました。他にも学校評価の報告書の中でたとえば保育士とすべきところを保母と書いてあったり、そうしたところは現時点では修正は入れておりません。学校が配ったものでござい

ますので、勝手に訂正するのもどうかなと思い、そのままでは今日は提出したのですが、今後は校長に確認いたしまして明らかな誤りについては、公開前に修正したいと思います。

原田委員 評価というためには、評価基準みたいなものが必要だと思うんですが、それはありますか。

教育政策課長 自己評価につきましては、項目はこちらで示しておりますが、その基準になるものまではこちらで示しておりません。たとえば学校教育自己診断の設問で、肯定的な回答の割合を基準としながら自己評価を進めている学校もあります。評価の内容が評価になっていない単なる報告、活動報告になっている学校もまだまだございますので、そういうあたりも今後やっていけたらなと考えています。

原田委員 大学なんかでは、かなりはっきりとした基準があって第三者評価機関が評価しますので、何年か先はそのようになって行くのかもしれませんが、その評価基準によってそちらの方向に行くんだという方向づけがされているような気がします。まだそこまでは行っていないのでしょうけれども、後々は評価基準、達成目標というものがあるのではないかと思います。

教育長 原田委員のところの大学とかいろいろな大学でやっている評価と少し違うと思います。意味合いも違うと思います。文科省が私学に対して示している内容と大分違うのだらうと思います。今言われたようにまさに第三者評価で厳しく評価されているという補助金の問題等いろんな問題が出てきているのだと思います。それとは少し違うと思います。

委員長 学校評価報告については、以上でよろしいでしょうか。  
次4番、本年度の検討テーマについて総務課長からお願いします。

総務課長 [本年度の検討テーマについて資料により提案あり]

教育長 これにつきましては、去年の年度の終わりごろに新年度に入ったら一度この教育委員会議のありようも、もう少し触れていかなければいけないと、それでテーマについての案をここに示しております。

す。これはあくまでも事務局の方で、議論されたことがどのようなことかということを出していただいて、各委員の方が今こういう問題がありますよと、テーマがあれば出していただき、各定例教育委員会の中で時間を取って議論をしていきたいと思って、出させていただきました。それで実施にあたり今の2時間から3時間、今日は1時30分から始まってもうすぐ2時間経つんですが、できるだけ1部で議案を審議してそれを1時間から1時間30分でとどめれば一番良いのですが、その後休憩を取ってから2部で例えば学力向上について学力調査結果をどのように活用していけば良いのか、いろいろご意見があると思うのですがそのことについて、1時間をめどに皆様方の意見を聞いて5人で議論をしていけたらなと思っています。他にも、先ほど少し言いましたが、いじめ・不登校とか問題行動、23年度のまとめが出ていきましたがかなり議論をしていかないといけない問題であり、具体的にこうしていけば良いというような意見があると思います。そういうことを今後していけたら良いなと思います。ただ時期によっては、3月定例会とか4月は今回ですが、2月・3月といえば総括とか基本方針とかいろいろあるときは、かなり1部の議論が長引くと思いますのでその時は、外してもいいかなと思います。通常は1時間くらいで1部を終えて2部へと入っていくというようなことを提案させていただきますがいかがでしょうか。

委員長

ご意見はありませんでしょうか。

溝口委員

今、例示をいただいている件につきましては、割愛できるような項目ではなくて、きちんと取り組まなければならない事項だと思います。しかしこれは、平常の議案に関連してというようなことでかなりの部分は、このことについても議論はしているのではないかなというふうに思います。私はこの9項目に入っていない事項として教育委員会の活性化についてぜひ5人の委員の議論をしておかなければいかんのではないかなと思います。活性化するためにはどういう提案があるのか私自身は、既に申し上げておりますので今ここでは避けますけれども、それを一つ、これらに入る前に議論する時間を作っておいてほしいなと思います。

教育長

事務局としましては、教育委員会の活性化については、かなりこれまでご承知のとおり議論してきております。それで、一定の改善策も出てきておりますので、もちろんそれも大事だと思いますが、私はそれよりも子ども達が抱えている問題を、この教育委員5人が何を子ども達のために議論して、どう学校に発信して変えていくのかということも考えておかないといけないと思います。例えば制度上の問題、教育委員会の活性化といったことが、子ども達にどうつながっていくのかということを考えることこそが開かれた教育委員会だと思います。もっと身近ないじめ、不登校、問題行動といったものを具体的にどうしていくんだということで、私達教育委員が、提案・提言することがあれば学校に発信していくことの方が先なのかなと思います。溝口委員がおっしゃられた教育委員会の活性化の問題が決して軽いとは言いませんけれども、それがまず一番先だと言われると、またそこで時間を取ってしまうのではないかなとも私は思ってしまいます。他の方はいかがでしょうか。

委員長職務代理者

教育委員会の活性化というのは、今までそのことについてどのような議論になっているのか私はわからないのですが、皆様は具体的にどう考えておられるでしょうか。

溝口委員

いくつかの提案を具体化していくことだと思いますが、一番力を入れてやっておかないといけないことは、レーマンコントロールを我々委員自身がどう果たしていくかということです。この具体策としては、私達は市議会との接点が全くと言っていいほどありませんから、もっと持つべきだと思います。15日号の議会だよりを見て、びっくりしたのですが、21項目に渡っての質問が議会でなされております。この項目の中で、我々が全く議論していない項目もいくつかありました。議会から言えば、こんなものは教育委員会で全部議論されているだろうと言う期待があるでしょうし、また我々の方でも意見を出し合うべき問題もあったかもしれません。いずれにしても議員というのは広く市民のいろんな日常的な意見を汲み取っておられると思います。それを反映するのがこういった場であるわけですが、そういう点においては、我々が議会と比べた場合にやっぱり、情報不足であったり地域活動という点でも劣ります。スタートとしては、どこの街でもやってるように平場で始めてみたら良いと思うのです。それがまず一点です。レーマンコントロールを正していくためにはそういう場が必要であると言ってきました。そ

ういう考えを持ってもらえばいいと思います。

教育長

今、福元職務代理から質問が出ました点について、福元職務代理以外はこれまで議論してきまして、その一定のまとめがありますので、前もって福元委員には説明したいと思います。去年の議論もかなりありますので、それをまず、全員が同じところまで土台を上げてもらわないと、なかなか議論も進まないと思いますから、私の方で、後日説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

原田委員

ここに挙がっている9項目はどれも大事な内容ですので、できるものからやっていくということで良いのではないかと思います。

教育長

それでは提案させていただきますけれど、今後は1部2部に分けてやるということで、各部1時間ぐらいいを目途にやっていくということで、時間配分も基本的には2時間ということで、考えさせていただきます。

委員長

時期的なテーマもあるかと思いますので、その辺りも考慮していただければと思います。

教育長

もちろんそのつもりでございます。

委員長

あとは、先ほど児童相談課長からご説明いただいた非暴力アクションプログラムというものが、実際にどんなものであるというのがわからないと、何も議論ができないと思います。それなりに情報や資料が要ると思いますが、何もなしに、ただこの場所でこれについて話し合おうと言うのは非常に難しいものばかりだと思います。その辺りを考慮しての討論だと思います。

教育長

できましたら、次回は、今日の案件の続きということで、非暴力アクションプログラム等の資料をしっかりと準備させていただくということで、ご了解いただけたらと思います。よろしいでしょうか。また大きな変更点等があれば今後も委員長に相談します。

全委員

異議なし。

委員長

このテーマについては以上で終わりたいと思います。その他の案件があると伺っておりますが。

溝口委員

前回の委員会で宿題と言いますか、事務局に調査依頼をしている案件がありましたので、その報告をお願いします。前回の一番最後に、学校の空き教室状況について、これは組合への便宜供与の関係でまずその実態を報告してほしいと思い、そのうえで議論したいと言いました件です。

総務課長

小学校・中学校共にですけれども、施設台帳上では空き教室はない状況になっております。ですから何らかの教室として使用しているのが現状でございます。

溝口委員

それは、事務局の評価と、地域住民の見方とでは相当距離があります。確かにピーク時の教室数から言えばですね、児童生徒が半減しているような学年が一部の学校で出ているじゃないですか。ということは、空き教室はあるんですよ。それは課長がおっしゃられるような潤沢な利用をされていると思うのですが、やっぱりピーク時の事情を思い起こしていただいて、有効に空いているところは空いてるときちっと整理をすれば、空き教室はいっぱい出てくるわけです。これは私の知っている学校でも現にあります。これは課長自身が、空き教室はありませんと言うからには現場全部を見られましたか。

総務課長

ピーク時から見れば半減しているということで、二つの普通教室を一つにして多目的教室にしたり、コンピューター室に改修したりと、いろんな用途で改修しているわけですがけれども、形態が変わって参りまして少人数の指導であったり、使用用途も変わってきております。現場をすべて回ったかということですがけれども、すべてにおいては確認できていないのが事実でございます。今後、5月に国の方から施設台帳の調査・報告が来ますので、5月1日現在の状況を報告するわけですが、平成23年度時点においては空き教室はない状況でございました。

溝口委員

実態からすればそういうことではないということです。従って、実態をご覧いただけないということですから、調査のうえ再度

報告していただくようお願いします。

教育長

私も学校統廃合の時に一度全体を見て、それから変わってきておりますが、今説明がありましたように、少人数指導とか多目的教室を作ったり学童のクラスに使ったり、PTAの部屋にしたりと様々に利用しており、空き教室はほとんどないとのことですので、もう一度調査するという事ですから、またご報告したいと思えます。

溝口委員

もう一点、国旗・国歌の問題についてであります。時期が時期なもので、確認をしておきたいと思えます。例年言っていることですが、これについては適切な指導をやっていくというのが、評価・点検の報告書を毎年拝見しております。適切な指導をしないといけないということは、不適切な状況にあるということだろうと思えます。それをどうとらまえておられるのか、不適切な状況を今年においてはどうかであったのかを教えてくださいたいと思えます。

教育長

国旗・国歌の問題はこれまでも、校長会・教頭会、市長との懇談会等の中でも学習指導要領に基づいて適切に子ども達に指導をしていくように、校長会・教頭会等でも強く指示しているところでございます。今年の卒業式を見ましても、溝口委員が行かれた学校はどうかわかりませんが、いくつかの学校では子ども達のかわいらしい声が聞こえてきたとか、私が行った学校でも子ども達が大きく口を動かして、決して大きな声にはなっておりませんでした。以前のように静まり返った中でテープだけが流れているのではなく、一部の議員が行かれた学校では子どもが歌っているということに感激し、このことを中学校へ引き継いでいかないといけないなという意見もありました。今年の入学式・卒業式はかなり徹底されてきていると私は思いました。それが、小・中学校すべてかといえそうじゃないかもしれませんが、私はこれまでの地道な指導が定着しつつあるなど、もう一息だという見解を持っています。

溝口委員

この問題はなかなか根が深いものであります。私はある思想・信条からこのことを言っているのではなくて、要は学習指導要領においてこれはきっちり指導しなくてはならないということで、指導要領というものは最高裁の判断で、法律になっていますから、法的拘束力を持つということですから、今どこかの知事が言っているよう



に先生方の起立を云々、これ以前の問題だと思うわけです。教える、教えない、そのことが問われているということだと思います。要は指導要領に基づいてきっちり現場で指導してほしいと要望したいと思います。

教育長

今後もそのように進めてまいりたいと考えています。

委員長

校長先生が直接子どもたちに指導しているといった努力しているという話も聞きました。それは順次少しずつ各学校で改善していくのではないかと思います。

溝口委員

そういう反論をされるのであれば、言わなければならないのですが、私も15校すべてではなくて、小・中1校ずつこの8年間関わってきましたが、しかし、その状況が8年前と何ら変わっていないという学校もあるということをやはり理解していただかないといけないと思います。

委員長

私から提案させていただきますが、卒業式・入学式は皆さん固定して同じ学校に行かれているようですので、これからはもしよろしければいろんな学校に行かれてみてはどうでしょうか。私はいろんな学校に行かせてもらって、他の学校の状況や、その時々为学校長も違うことがありますから各学校の雰囲気勉強させていただいていますので、皆さんもそうされてはいかがでしょう。

教育長

今後はいろんな意見をお聞きしたいと思います。事務局は地元への配慮ということ等もありましたので、行っていただく時にはご相談させていただきます。事務局としても固定する必要は確かに無いと思います。

委員長

以上で終わりたいと思います。その他には何かございませんか。

委員長職務代理者

もうこれは昨年に行われていると思いますが、学習指導要領、かなり学習すべき内容なんかありますよね、理科なんかは40%位、数学なんかは30%位、これを従来の学校の時間割の中でこなすのは大変だなと思っています。そのことについて各学校の工夫はされているのでしょうか、教育課程の編成がそのことを踏まえて、各校

でされておられるのかお尋ねしたい。行事の精選も含めてお願いします。

次世代育成部次長

学管規則の改正により、夏休みを短く致しました。授業日を5日間確保しております。各学校では今、行事の精選、それと1時間の上乗せを行っております。これについては校長会とも議論して参りました。基本的には続けていくことで、もちろん毎週毎週、一時間上乗せということではなく、学校サイドでそこに職員会議を入れるとか、行事を入れるとかあってもいいだろうということなんですけれども基本的には、教育委員会事務局からの指導となります。1時間の上乗せで、特に月曜日が休みになることもございますからその補充をしていこうということは継続しております。ただ我々の計算でも特に中学校の3年生の授業日数確保が難しいと思っております。各月の報告というのは、今年度も求めて参っておりますが特に教育推進課の方でもそのあたり年度当初大丈夫なのかということは、課長、指導主事の方から各学校に調査等を行っております。行事を本当に減らしてしまっていていいのかということを議論してきたわけですが、単純に減らしていくよりも日数を増やすことで、中身として確保しながら教育課程を実施していきたいとそのように思っています。以上です。

委員長職務代理者

特に行事を精選してくれとかそういうことではないのですが、これだけ量が増えているので各校大変なことだろうなと思いましたが、その辺り今年度きちっと教育課程がクリアされているのかなと教育委員会の指導もされたのかなと思ったのでお尋ねしました。特に問題ないのですね。

次世代育成部次長

きちんとしていくように指導を校長会で行いました。

溝口委員

それはね、例の移行期の時にどうするんだということで議論をしましてね、例えば東京であるいは他の都道府県で若干やっておられたとか、土曜日開放とかその辺はどうなんだろうという提案をしましたが、それは現場として必ずしもそれではやりましょうという空気ではないように感じました。それはどうなんですかね。

委員長職務代理者

私の考えとしては、土曜日は休みになるということは世界的なことなので土曜日は学校で通常授業をする必要はないと思いました。水曜日が5時間でやっているということもあるので、それとそろそろ見直してもいいのではないかなという行事が続けられていたりということは現場としてあるのではないのでしょうか。それと土曜日授業なんていうのは関東の方から決まってきたところもあるし、実際に向こうでも土曜日をやっているかといえはなかなかそうではない、ただ東京なんかでは50%位は私学です。その50%の学校の中の何パーセントの学校なのでなかなかそこも見極めないと一端始めると戻せないということなんです。限られた時間の中で子ども達に教科書を教えるのか、教科書で教えるのかいろんな問題もあるし、きちっと子ども達に増えた分も教えていただけたらと思います。

教育長

私の方から、報告だけさせていただきます。今お手元に小学校修学旅行について文教常任委員会の資料をお渡ししていると思いますが、先ほど溝口委員のほうからも議会で云々というお話がありましたが、実はこの小学校の修学旅行のありようについてということが、これまでの決算委員会他いろんな文教の委員会等で議論になってきていましたが、それで問題点をどう解消していくんだということがあります。指摘されている中身の1点は取扱旅行会社が10数年同じ業者じゃないかという点です。この資料の2枚目にありますように昨年の取扱業者が書いておりますけれども、この業者がすべての学校をおさえているのではないかという問題です。それと指摘されてきましたのが保護者、子ども達の声も聞くべきではないかということで、そのとおりにするとは言わなくても学校側は、そういう声も聞きながら子ども達にどういう体験学習をさせていくのかという議論がありました。そのことが、これまでの取り組みの中で全然改善に結びついていないということで、先日協議会を持ちましてかなり厳しい意見を頂きました。それで今私の方で、校長会ともう一度小学校の修学旅行について見直そうということで作業を進めています。中学校の方は2年生の冬から三学期にスキー合宿をやって、取扱業者も同じ場所に行く場合でも違った業者がそこに入っておりますが、どうも小学校の方はそれができていないわけです。今その改善策を練って平成25年度の修学旅行から見直していく作業に入っています。今議会で大きな議論を呼んでいますので、一応委員の方にも教育委員会の中でご報告したいと思いましたので報

告させていただきました。

委員長

摂津市内の学校はどうか知らないんですけど市外の学校では、P T Aの予算で何か物を買う時には一万円以上でしたら見積りを取ることになっていますが、摂津では、学校でいろいろな物を買う際、どうなっていますか。

教育長

もちろん見積り合わせになっています。

委員長

この業者にだけはできていなかったわけですね。

教育長

これも見積り合せをしています。物理的に言えば学校の方が10月のこの週何日と何日にここへ行きたいと言ってしまうと、他のところが参入しようと思っても、そこは押さえられているということで、実際には参入できていないというような現状があります。今私どもが思っているのはもう少し実施期間の幅を持たすであったり、小学校でいえば今年の4月に今秋の旅行を決めていたのでは、もう旅館を押さえておかなければいけません。そのため、前年実施時に仮予約をしているのが現状です。今後は小学校でも中学校のように来年の修学旅行については、余裕を持ってきっちり計画を立てて、こうしましたよと責任の所在を明確にしていく必要があると考えています。中学校は、3年生の修学旅行について、1年生の担任が2年後を見据えて早くから計画しておりますので、中学校を参考にしながら一度見直さないと見積り合わせをしても実際には物理的に一社独占の解消はできていないというような現状があります。従って、いろいろと資料等から問題点が見えて参りましたから、そのことを改善して透明化を図っていきたいと思います。

溝口委員

議会でそういうことを論議されなければならない背景と言いますか、何かあったのですか。

教育長

単純なことで委員長職務代理者が学校現場におられる頃かと思いますが、こういうことをいつも指摘して改善しなさいとってされてきたけれども、この資料を見たら改善されていないので、それはどこに問題があるのかと思います。私どもから見れば、学校に指示したら5者見積りを取りました、3社見積りを取りましたということなのですが、結局出てくるのはここにあるこの業者なのは何故なん

だろうということで、各学校からいろいろな資料を取り寄せたら保護者の意見、子どもの意見を聞くために、アンケート調査をしました、という回答がありました。しかし、今日の資料でもありましたが学校教育自己評価とか、その中を見ましたら何校かは修学旅行について意見を聞いている学校もありますが、実際は運動会、遠足、と並んで修学旅行は楽しいですかという問いかけです。それでは全く修学旅行についての意見が取れていないし、声を聞いていないということです。これまでの取り組みが少し緩かった、切りこんだ改善ができていなかったということになります。これは長年ずっと指摘されてきた問題であって、今回いきなり出てきた問題であれば協議会で扱うことも無いのですが、ずっと続いてきた問題ですので文教常任協議会を開催いただき、説明をさせていただきました。

溝口委員

どこかの街で事件があったから、何かそういう機運でもあるのかなと思いました。

委員長

この件はよろしいでしょうか。最後に各課事業予定及び結果報告について総務課長お願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について資料に基づき説明あり]

委員長

本日の案件はすべてこれで終了いたしました。これを持ちまして定例委員会を終了いたします。